拒絶査定不服審判請求書の【請求の理由】欄の記載例について

<商標: 先願の登録商標と類似する場合>

- 1. 手続の経緯
- 2. 拒絶査定の要点
- 3. 本願商標が登録されるべき理由
 - (1) 本願商標の説明
 - (2) 引用商標の説明
 - (3) 本願商標と引用商標との類否
- 4. むすび

(ここでいう指定商品には指定役務を含むものとする。)

【各項目の記載要領】

1. 手続の経緯

本願商標、指定商品及び出願から拒絶査定謄本の送達に至るまでの経緯(出願日、 拒絶理由通知書の発送日、意見書提出日等)を記載します。 また、審判請求時に補正がある場合には、当該手続についても記載します。

[記載例]

本 願 商 標

/T \	小只	l 🖂	기자		0000
指	定	商	品		第〇類「〇〇,△△」
出			願		令和〇〇年〇〇月〇〇日
					(優先日△△△△年△△月△△日)
拒	絶理由	の通	知	(発送日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
意	見	L	書	(提出日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
手	続 裤	直	書	(提出日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
拒	絶	査	定	(起案日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	同階	本这	達	(送達日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日
手	続 裤	直	書	(提出日)	令和〇〇年〇〇月〇〇日

0000

2. 拒絶査定の要点

拒絶理由の適用条文を記載し、併せて査定の理由を簡潔に記載します。

[記載例]

適用条文 商標法第4条第1項第11号

引用商標 商標登録第〇〇〇〇〇〇号

査定の理由 本願商標と引用商標とは、「〇〇」の称呼を共通にする類似の

商標である。

3. 本願商標が登録されるべき理由

以下の項目に従って、拒絶査定の理由に関して具体的な反駁を行い、本願商標が 登録されるべきであるとする理由を記載します。

なお、審判請求時に指定商品の補正をした場合には、補正後の指定商品と引用商標の指定商品の関係についても記載します。

(1) 本願商標の説明

本願商標の構成を説明し、本願商標の外観、称呼、観念等について説明します。

[記載例]

本願商標は、「〇〇」の文字からなるものであるから、これより「〇〇」の 称呼及び「△△」の観念を生ずる。

(2) 引用商標の説明

拒絶の理由に引用された登録商標の構成を説明し、引用商標の外観、称呼、観 念等について説明します。

[記載例]

引用商標は、「〇〇」の文字からなるものであるから、これより「〇〇」の 称呼、「△△」の観念を生ずる。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標から生ずる外観、称呼及び観念の相違点、両商標の指定商品の類否等を説明して、本願商標が引用商標と類似しない理由を明らかにします。

また、取引の実情等について主張するときは、証拠の提示とともに具体的かつ 明確に記載します。

[記載例]

(a) 両商標の類否

本願商標は、「〇〇」の文字からなり、引用商標は、「△△」の文字からなるものであるから、両商標は外観において明らかに区別し得るものである。

本願商標から生ずる「〇〇」の称呼と引用商標から生ずる「〇〇」の称呼とは、・・・であるから、称呼において相紛れるおそれはない。

また、本願商標は「 $\Delta\Delta$ 」の意味を有し、引用商標は「 $\Delta\Delta$ 」の意味を有するものであるから、・・・本願商標と引用商標とは観念上も相紛れるおそれはない。

(b) 指定商品について

本願商標の指定商品「〇〇」と引用商標の指定商品「〇〇」とは、・・・であるから、非類似の商品である。

(c) 結論

本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念のいずれにおいても非類似の商標であり、その指定商品も非類似の商品である。

4. むすび

請求の趣旨を理由付ける結論として、原査定は理由がなく、本願商標は登録すべきものである旨を記載します。

[記載例]

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものではないから、原査定を取り消す、本願商標は登録すべきものとする、との審決を求める。

※留意事項

① 証拠の提示

本願商標の周知・著名性、商品・役務の相違、取引の実情、商標法第3条第2項の主張(使用による識別性)等を主張する場合は、その根拠となる証拠を提示してください。

② 引用商標に対する審判請求について

引用商標に対して不使用による取消審判又は無効審判を請求する場合は、その請求書の写しを提出してください。